百四　ウクライナ通貨　一グリブナにつき本邦通貨一二円
百五　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨六三円
百六　エストニア通貨　一〇〇エストニア・クローネにつき本邦通貨八五六円
百七　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨六二円
百八　ベラルーシ通貨　一、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨三三円
百九　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨三四三円
百十　ミクロネシア通貨　一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨九四円
百十一　リトアニア通貨　一リタスにつき本邦通貨三九円
百十二　マーシャル通貨　一マーシャル・ドルにつき本邦通貨九四円
百十三　クロアチア通貨　一クーナにつき本邦通貨一八円
百十四　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨六九円
百十五　パラオ通貨　一パラオ・ドルにつき本邦通貨九四円
百十六　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一一七円
百十七　ラトビア通貨　一ラットにつき本邦通貨一九〇円
百十八　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨二一円
百十九　東ティモール通貨　一東ティモール・ドルにつき本邦通貨九四円
百二十　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨二一六円
百二十一　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨一二〇円
百二十二　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三三円
百二十三　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一四円
百二十四　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨六七円
百二十五　マリ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二〇円
百二十六　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨四七円
百二十七　グルジア通貨　一ラリにつき本邦通貨五六円
百二十八　ブルキナファソ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二〇円
百二十九　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三六円
百三十　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨二〇円
百三十一　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一七円

○財務省告示第四号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十二年一月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月一日

財務大臣　藤井　裕久

「大和証券エスエムビーシー株式会社」を「大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」に改める。

○農林水産省告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県廿日市市吉和字駄荷一三九三の三、一三九三の三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字駄荷一三九三の三、一三九三の三九	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字駄荷一三九三の三、一三九三の三九	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

字駄荷一三九三の三、一三九三の三九	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町大屋字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町大屋字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

字塩野谷乙九四九、九五〇の一、甲九五一の一、九五一の二、九五二、九七五、九七六の一、九七七の一、字広畑一九九四の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次のとおり」は、省略し、「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町本地字上古場二二七七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字有元乙六五一三、乙六五一四、乙六五二三の一、乙六五二八の一、乙六五三四、乙六五三六の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字有元乙六五一三、乙六五一四、乙六五二三の一、乙六五二八の一、乙六五三四、乙六五三六の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

字有元乙六五一三、乙六五一四、乙六五二三の一、乙六五二八の一、乙六五三四、乙六五三六の一	（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町本地字上古場二二七七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

字上古場二二七七の一（次の図に示す部分に限る。）	

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月四日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁